

住宅の熱損失防止(省エネ)改修工事に伴う固定資産税減額のお知らせ

■ 概要

地球温暖化防止に向けて家庭部門での二酸化炭素排出量の削減を図るため、既存住宅において下記内容の改修工事を行った場合、固定資産税に対する減額措置を受けることができます。

■ 減額内容

改修工事が完了した年の翌年度分に限り、120㎡を限度として、当該住宅に係る固定資産税の税額の3分の1を減額。

■ 対象家屋(以下の要件をすべて満たすこと)

令和13年3月31日までに改修工事が完了したもの。

平成26年1月1日以前から所在する住宅。(賃貸住宅を除く)

(注) 令和4年3月31日までに改修工事をおこなった場合は平成20年4月1日以前から所在する家屋改修後の床面積が40㎡以上240㎡以下であるもの。(令和8年3月31日以前に改修された住宅は、50㎡以上280㎡以下であること。)

居住用部分の床面積が2分の1以上あること。

■ 改修工事費及び改修工事内容

下記1.2に係る工事の費用が60万円を超えていること。又は、下記1.2に係る工事の費用が50万円(補助金を除く。)を超えていて、3の工事費と併せて60万円(補助金を除く。)を超えていること
対象となる工事の要件(1と2は、いずれも改修部位が新たに現行の省エネ基準以上の性能となるものに限る)

- 1 【必須】窓の断熱改修工事(二重サッシ、複層ガラス化など)
- 2 窓の改修工事と併せて行う床の断熱工事、天井の断熱工事、壁の断熱工事
- 3 窓の改修工事と併せて行う太陽熱利用冷温熱装置、潜熱回収型給湯器、ヒートポンプ式給湯器、燃料電池コージェネレーションシステム、エアコンディショナー、太陽光発電設備の取替え又は取付けに係る工事

■ 必要書類(申告書以外は全て写しで可)

- 熱損失防止(省エネ)改修工事に伴う固定資産税減額に係る申告書
- 納税義務者の住民票(自己所有物であり、貸家住宅でないことの確認)
- 建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する熱損失防止改修工事証明書
- 改修工事に係る明細書(当該改修工事の内容及び費用を確認できるもの)
- 当該改修工事が行われた箇所の改修前・後を撮影した写真
- 改修工事費用を支払ったことを確認できる領収証

■ 申告手続き

この減額措置を受けるためには申告が必要です。

改修工事完了後3ヶ月以内に上記必要書類を市税課資産税係へ提出してください。